

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人両備文化振興財団（以下「当財団」という）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等及び役員、評議員の費用に關し必要な事項を定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事といい、監事は常勤監事という。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、退職金を支給しない。
- 4 常勤でない役員は無報酬とする。
- 5 評議員は無報酬とする。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬額は、月額30万円を超えない範囲内で理事長が理事会の承認を得て決めるものとし、常勤監事の報酬額は、月額20万円を超えない範囲内で評議員会の承認を得て決めるものとする。常勤役員に賞与は支給しない。

### (報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は原則として職員給与の支給日に支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅延なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。